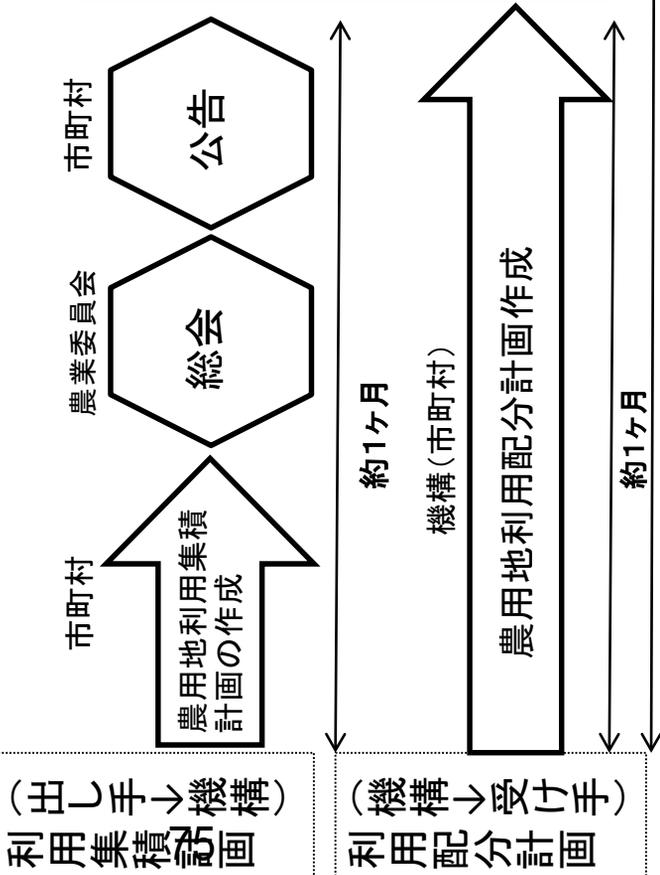


1. 農用地利用配分計画の県知事認可に係る縦覧の廃止

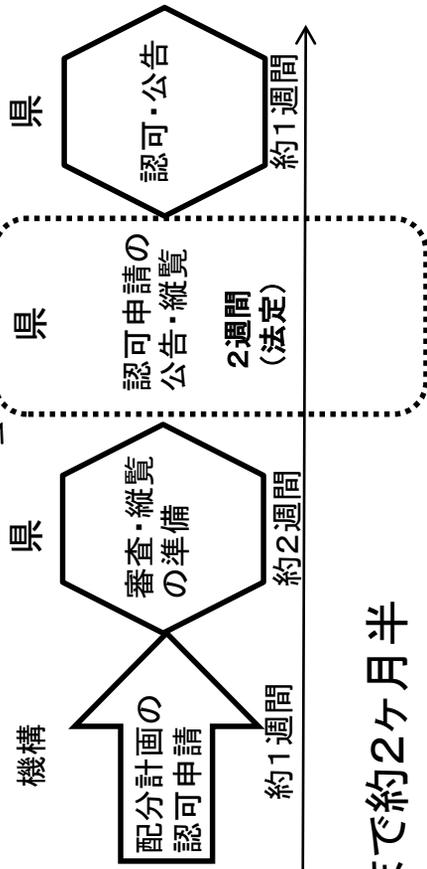
● 利用権設定にかかる手続期間及び支障事例

■ 現行の手続期間



■ 支障事例

- ・現行では、中間管理事業を活用して担い手が利用権を設定するまで約2ヶ月半かかる。
 - ・春作業の見通しが立てづらいため、他の利用権設定事業を活用する農家もいる
 - ・なお、事業創設以来、縦覧期間中に閲覧・意見書が提出されたことはない。
- 縦覧期間の廃止により、期間短縮が見込まれる。



申請～利用権設定まで約2ヶ月半

2. 利用権の存続期間延長手続きの緩和について(その1)

①秋田県の農地中間管理事業の実績及び利用権設定にかかる支障事例

■H26～H29実績

	H26	H27	H28	H29	計
借受面積(ha)	1,730	3,629	2,619	2,044	10,022
借受(契約)件数	1,736	3,595	2,488	2,220	10,039



76

貸付面積(ha)	1,049	3,679	3,120	2,168	10,016
貸付(契約)件数	520	1,244	1,396	1,041	4,201
筆数	8,563	33,843	24,224	18,416	85,046

■現行の制度

- ◆中間管理事業により設定された利用権の契約期間を更新・延長する場合、
- ①農地利用集積計画の作成・公告による利用権の再取得と、
- ②農地利用配分計画の再作成、都道府県知事の認可
 - ・公告が必要

■支障事例

- ・平成26年～29年までに中間管理事業を通じて権利設定を行った件数は4,201件(85,046筆)であり、その設定期間は概ね10年間。
- ・上記の利用権の期間満了時には、他の新規貸し付け分に加え、これらの更新分も加わるので、市町村・機構の事務的負担が大きくなる。

2. 利用権の存続期間延長手続きの緩和について(その2)

② 機構関連事業による再取得実績及び利用権設定にかかる支障事例

■ H26～H29実績

	H26	H27	H28	H29	計
借受面積(ha)	1,730	3,629	2,619	2,044	10,022
うち機構関連事業による再取得	実績なし				26

■ 現行の制度

◆ 機構関連事業は、改正土地改良法施行日以後に取得される15年以上の農地中間管理権に係る農用地に適用

- 1) 改正土地改良法施行日以前に農地中間管理権を取得した農地で機構関連事業を行う場合、集積計画の撤回・作成により、再取得が必要
- 2) 改正土地改良法施行日以後に取得した農地中間管理権の存続期間延長手続については、所有者と機構との合意による集積計画の変更で可能

■ 支障事例

- ・ 機構関連事業を実施するに当たって、集積計画の撤回・作成、配分計画の認可・公告をした件数は9件(341筆・約26ha)であるが、中間管理事業の実施が多い当県においては、今後、機構関連事業を要望する地区も多いと見込まれることから、事務処理件数は更に増えると考えられる。
- ・ 改正土地改良法の施行前に取得した農地中間管理権に係る農用地で機構関連事業を実施する場合、その都度、既存集積計画の撤回と新たな集積計画の作成が必要であり、農地の出し手や市町村、機構の事務的負担が大きい。

秋田県からの提案

【提案】

1. 早期に農地の利用権設定を行うため、農用地利用配分計画の県知事認可に当たっては、意見聴取のための2週間の縦覧を廃止する。

2.

①農地中間管理事業により設定された利用権の期間が満了し更新する場合や期間を延長する場合には、契約期間以外の内容(農地・当事者)が既契約と同一であれば、農用地利用集積計画の公告及び農用地利用配分計画の認可・公告までの一連の作業(利用権の再取得・担い手農家への再配分)を不要とし、関係者の合意等で契約期間を延長できるようにする。

②改正土地改良法施行前に農地中間管理機構が借り入れた農用地等で機構関連事業を実施する場合においても、2①と同様の手続を経れば土地改良法附則第4条で規定する農用地とみなし、現行必要とされている一連の作業(計画の撤回(解約)、再作成、認可、公告)は不要とする。

【効果】

手続きに要する期間の短縮により、受け手の営農計画が立てやすくなり、農家の利便性が向上するほか、契約期間延長に係る手続きの簡素化により、現在利用している農家や機構、市町村の事務負担が大幅に軽減される。

また、機構関連基盤整備事業の円滑な推進が図られる上、農地中間管理事業に伴う担い手への安定的な農地集積につながると考えられる。

平成30年度地方分権改革に関する提案募集

農地中間管理事業における 農用地利用配分計画に係る 縦覧の廃止について



平成30年7月10日

群馬県

総務部総務課

農政部農業構造政策課

農地中間管理事業とは

農地を貸したい農家や、農業経営をリタイアする人などから、「**農地中間管理機構**」が農地を借受け、地域の中心的な担い手や、新たに参入する農業者に貸し付けることにより、農地の有効利用を進めるもの。

80 < 本県における農地中間管理事業の推進に関する目標 >

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

(担い手が利用する面積 / 耕地面積)

H24 : 26.4% ⇒ H35 : 66%

【群馬県】農地中間管理事業の推進に関する基本方針

< 現状 >

H29 : 34.8%

更なる農地集約
・集積が必要！



農地中間管理事業の制度上の課題

農地法や農業経営基盤強化促進法（基盤法）による貸付けに比べ、農地中間管理事業による貸付け手続きは、時間がかかる。

※担い手農家からの不満の声あり

＜各制度における貸付けに要する期間＞

- 農地法：約2週間から4週間
- 基盤法：約2週間から4週間
- 農地中間管理事業：約5週間から10週間



お願いしたい地方への規制緩和

県が行う配分計画の公告・縦覧期間を廃止

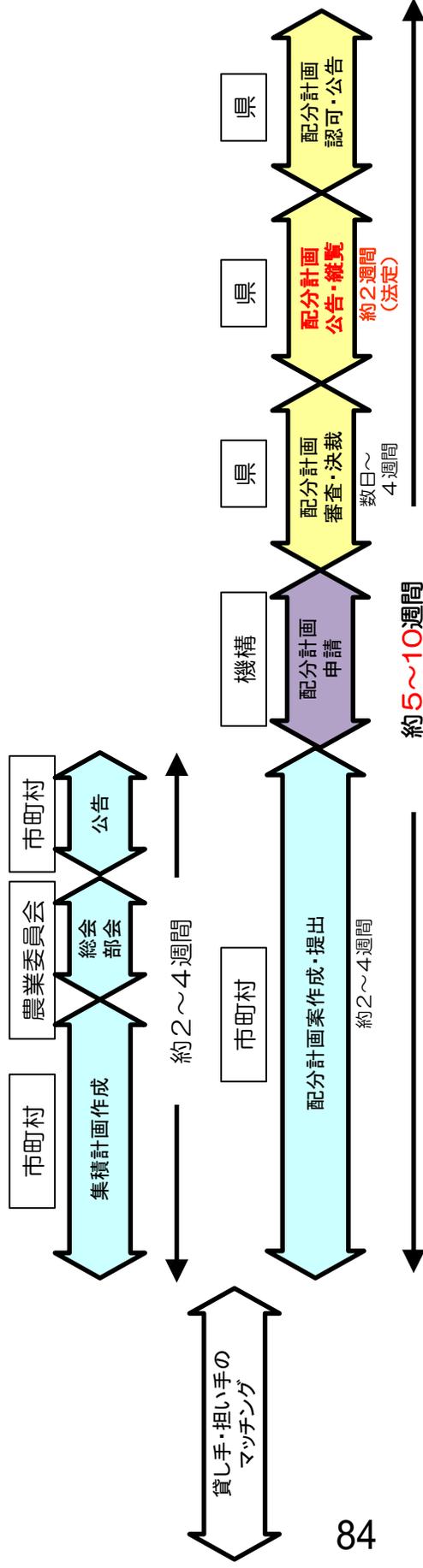
<支障事例・制度改正の必要性>

- ・本県では、農地の出し手と担い手のマッチングが整いしだい、速やかに担い手に農地を集積できるように国が示す手続き期間短縮化の例を参考に事務の迅速化を図ってきた。
- ・縦覧期間における利害関係者からの意見提出は、これまで0件。形骸化し、必要性がない。
- ・更なる迅速化のために配分計画の縦覧を廃止したいが、法定で2週間と期間が定められているため見直しができない。



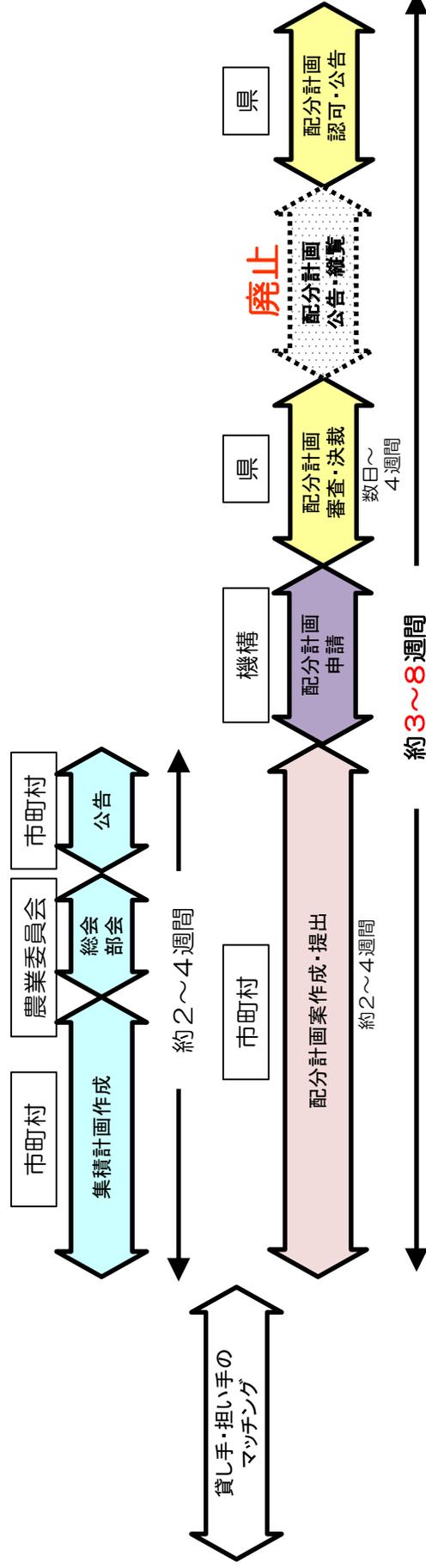
貸付け手続き期間（見直し後）

現 行



84

見直し後



諸懸念に対する考え方

①縦覧期間を廃止することで、利害関係人が意見提出できる機会がなくなってしまうのではないか？

→市町村農業委員会が配分計画案を作成する際に、当該地域の担い手を優先するなど配慮をしているため、縦覧期間中に利害関係者から意見が提出されることは実態としてなく、配分計画の縦覧の必要性はないと考えます。

85

②縦覧期間を廃止しなくても、配分計画の審査・決裁など県の事務手続きの効率化により迅速化ができるのではないか？

→本県では、これまでも、市町村における事務手続きの迅速化への支援も含めて、迅速化の取組を行ってきたところで、更なる迅速化には、法定の縦覧手続きの見直しが必要と考えます。



地方分権改革に関する提案

(農地中間管理事業における事務の簡素化)



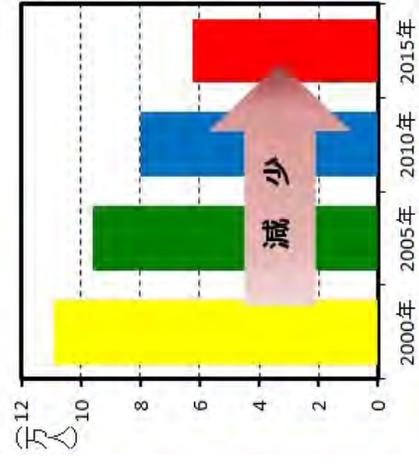
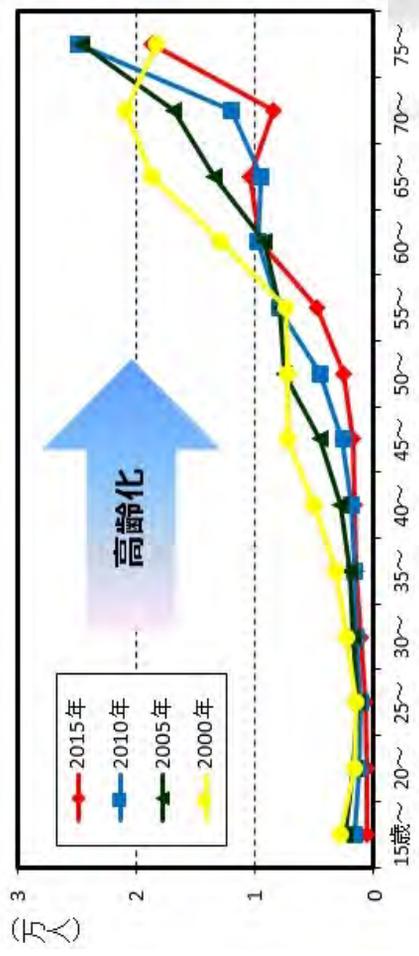
平成30年7月10日

栃木県

農地中間管理機構創設の背景

▲ 高齢化等による農業就業人口の減少

▲ 担い手への農地の「集積」の加速化が必要



▲ 経営農地が分散したままでの農地集積



担い手の作業効率を考慮した
「農地の集約化」が必要

農地の集積・集約化に向けた施策

～ 農地中間管理事業を中心とした施策展開 ～



日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）

平成35年に担い手が利用する農地面積を
全農地の8割（現状5割）に拡大。
⇒ 農地中間管理事業に関する法整備・予算措置等

88



とちぎ農業“進化”躍動プラン（H28-32）

担い手への農地集積率

平成26年：43% ⇒ 平成32年：68%

⇒ 農地中間管理事業を活用した農地集積・集約化を推進
⇒ 作業効率の向上に向けた、

簡易整備（畦畔撤去）や再整備による区画拡大